

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第33号）…………… 2
- 秋田市生活保護法施行細則および秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第34号）…………… 2
- 秋田市子ども手当の支払日等に関する規則を廃止する規則（第35号）…………… 2

告 示

- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第124号）…………… 3
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第125号）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第126号）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第127号）…………… 3
- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第128号）…………… 3
- 特定計量器定期検査手数料の徴収事務の委託について（第129号）…………… 3
- 平成26年の特定計量器定期検査の実施について（第130号）…………… 3
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第131号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第132号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第133号）…………… 4
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第134号）…………… 5
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第135号）…………… 5
- 放置自転車等の撤去および保管について（第136号）…………… 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第137号）…………… 6
- 平成26年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第138号）…………… 6
- 平成25年度国民健康保険納税通知書の公示送達について（第139号）…………… 6
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第140号）…………… 6
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第141号）…………… 6
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第142号）…………… 6
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第143号）…………… 6
- 街区の区域の変更について（第144号）…………… 6

- 秋田市議会定例会の招集について（第145号）…………… 7
- 道路の区域変更および供用の開始について（第146号）…………… 7

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第7号）…………… 7

選 管 告 示

- 河辺土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第8号）…………… 7
- 平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人の選任について（第9号）…………… 7
- 平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙において当選した者の住所および氏名について（第10号）…………… 8
- 平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における当選人の住所および氏名について（第11号）…………… 8
- 平成26年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事館の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第12号）…………… 9

河 選 挙 長 告 示

- 平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号）…………… 9
- 平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号）…………… 9
- 平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について（第3号）…………… 11
- 平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について（第4号）…………… 11
- 平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について（第5号）…………… 11
- 平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について（第6号）…………… 11
- 平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第7号）…………… 11

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第6号）…………… 11

公 告

- 建築基準法による道路の位置の指定について…………… 11
- 地区計画の原案の縦覧について…………… 12
- 公募型プロポーザルの実施について…………… 12

- 予防接種法による定期予防接種について……………13
- 差押財産の公売について……………14
- ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症および小児の肺炎球菌感染症の予防接種について……………15
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について……………15
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について……………15
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について……………16
- 農用地利用集積計画の策定について……………16
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について……………16
- 開発行為に関する工事の完了について……………16
- 予防接種法による定期予防接種について……………17

選 管 公 告

- 平成25年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について……………17

上 下 水 道 局 公 告

- 事業計画の策定について……………18

土 地 開 発 公 社 公 告

- 土地開発公社理事会の招集について（第2号）……………18

規 則

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（昭和27年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条生活保護法関係の項第6号中「要保護者の」を「要保護者等に係る報告、」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同号を次のように改める。

(13) 法第78条および第78条の2に定める費用等の徴収に関する事項

第2条生活保護法関係の項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法第55条の4第1項および第55条の5に定める就労自立給付金の支給に関する事項

第2条中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律関係の項第6号中「要支援者の」を「要支援者等に係る報告、」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同号を次のように改める。

(13) 法第78条および第78条の2の規定による費用等の徴収に関する事項

第2条中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律関係の項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法第55条の4第1項および第55条の5の規定による就労自立給付金の支給に関する事項

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

秋田市生活保護法施行細則および秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 5月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市生活保護法施行細則および秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（秋田市生活保護法施行細則の一部改正）

第1条 秋田市生活保護法施行細則（平成9年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「省令第2条第1項の書面」を「法第24条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の申請書」に、「同条第3項の書面」を「省令第1条第5項の申請書」に改める。

第5条中「第24条第1項（同条第5項）」を「第24条第3項（同条第9項）」に改める。

第7条を次のように改める。

（資料提供等依頼書）

第7条 法第29条第1項の規定により資料の提供等を求めるときは、資料提供等依頼書によらなければならない。

（秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正）

第2条 秋田市中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同条第5項」を「同条第9項」に改める。

第5条中「第24条第1項（同条第5項）」を「第24条第3項（同条第9項）」に改める。

第7条を次のように改める。

（資料提供等依頼書）

第7条 保護法第29条第1項の規定により資料の提供等を求めるときは、資料提供等依頼書によらなければならない。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年 5月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則を廃止する規則

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則（平成22年秋田市規則第27号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年 6月 8日から施行する。

告 示

秋田市告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成26年 5月 1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
有限会社 幹プランナーズ	小規模多機能型居宅介護事業所はる風	秋田市河辺 和田字和田 251番地 9	平成26年 4月30日	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成26年 5月 1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
有限会社 在宅ケアセンター	小規模多機能型居宅介護事業所はる風	秋田市河辺 和田字和田 251番地 9	平成26年 5月 1日	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成26年 5月 1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
合同会社 仁成堂総合ケアセンター	スマート・ケアステーション	秋田市手形 新栄町 4番 1号	平成26年 5月 1日	訪問介護、介護予防訪問介護

有限会社 心理教育相談室クローバー	訪問看護ステーション笑咲	秋田市手形 からみでん 8番 6号	平成26年 5月 1日	訪問看護、介護予防訪問看護
株式会社 シンワ	デイサービス拓稜	秋田市土崎 港南二丁目 4番40号	平成26年 5月 1日	通所介護、介護予防通所介護
株式会社 ブリング	ショートステイ笑	秋田市広面 字鬼頭 105番地	平成26年 5月 1日	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

秋田市告示第127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成26年 5月 8日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社 シンワ	デイサービス拓稜ハウス八橋	秋田市八橋 新川向 9番 24号	平成26年 4月30日	通所介護、介護予防通所介護

秋田市告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法第85条の規定により告示する。

平成26年 5月 8日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
有限会社 アンフィニ	ふきむすめ居宅介護支援センター	秋田市仁井 田字仲谷地 282番地	平成26年 4月30日	居宅介護支援

秋田市告示第129号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 5月 9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市川尻若葉町 1番 5号
一般社団法人 秋田県計量協会
会長 森 洋
- 2 委託契約期間
平成26年 6月 1日から同年12月28日まで

秋田市告示第130号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、

平成26年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成26年 5月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
添川・仁別・山内・旭川	7月14日	月	10時～11時30分	明德地区コミュニティセンター
広面・柳田・下北手・太平	7月14日	月	13時30分～15時30分	下北手地域センター
大住・仁井田・御野場・御所野・四ツ小屋・上北手	7月15日	火	10時～15時30分	南部市民サービスセンター
金足・下新城・上新城	7月16日	水	10時～11時30分	北部公民館
飯島	7月16日	水	13時30分～15時30分	飯島地区コミュニティセンター
中央卸売市場	7月17日	木	9時30分～11時30分	秋田市公設地方卸売市場
外旭川	7月17日	木	13時30分～15時30分	外旭川地域センター
新屋・浜田・豊岩	7月18日	金	10時～15時30分	西部市民サービスセンター
下浜	7月22日	火	10時～11時30分	下浜地区コミュニティセンター
勝平・向浜	7月22日	火	13時30分～15時30分	勝平地区コミュニティセンター
寺内	7月23日	水	10時～11時30分	寺内地区コミュニティセンター
將軍野・土崎港（東）	7月23日	水	13時30分～15時30分	將軍野地区コミュニティセンター
土崎港（中央・相染）	7月24日	木	10時～15時30分	北部市民サービスセンター
土崎港（西・南・北）	7月25日	金	10時～15時30分	北部市民サービスセンター
雄和	8月18日	月	10時～15時30分	雄和市民サービスセンター
河辺	8月19日	火	10時～15時30分	河辺市民サービスセンター

- 2 計量器の所在の場所で行う検査の時期は8月20日から10月31日までとする。
- 3 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により、計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受験希望期日を選定して申請することとする。
- 4 計量法第19条第1項の規定により、定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 5 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成26年 5月12日

秋田市長 穂 積 志

課所室	委任事務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
大住町内会

- 2 認可年月日
平成8年 6月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
規約に定める目的
規約第4条を次のように改める。
この会は、この区域の住民相互の隣保関係を基本に地域的共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
- 4 変更年月日
平成26年 5月 8日
- 5 変更の理由
規約の一部改正による。

秋田市告示第133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市広面東町内会
- 2 認可年月日
平成9年12月 2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 大 石 勤
秋田市広面字樋ノ下29番地 6
変更後 利 部 忠
秋田市広面字樋ノ下13番地 1
- 4 変更年月日
平成26年 3月29日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
クオール薬局秋田 飯島店	秋田市飯島字堀川83番地1	平成26年 4月1日
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	平成26年 4月1日
つね歯科クリニッ ク	秋田市飯島新町三丁目6番 1号	平成26年 4月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
南薬局	秋田市牛島東五丁目1番30 号	平成26年 3月27日
岩見三内クリニッ ク	秋田市河辺三内字外川原115 番地	平成26年 3月31日

秋田市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
牛島地域包括支援セ ンター南寿園	秋田市牛島東三丁目9番 1号	平成26年 4月1日
勝平地域包括支援セ ンターシンシア	秋田市新屋朝日町12番1 号	平成26年 4月1日
デイサービス あじさい	秋田市保戸野すわ町10番 42号	平成26年 4月1日
旭川地域包括支援セ ンター友遊	秋田市旭川南町8番28号	平成26年 4月1日
特別養護老人 ホーム中通	秋田市中通四丁目3番23 号	平成26年 4月1日
特別養護老人 ホームぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233 番地の59	平成26年 4月15日
スマート・ ケアステーション	秋田市手形新栄町4番1 号	平成26年 5月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
キングタクシー 株 式 会 社	秋田市山王三 丁目1番17号 キングビル2 階	秋田市八橋新 川向16番23号	平成26年 5月12日
名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
ショートステイ ぬくもり山王	高齢者介護施 設ぬくもり山 王	ショートステ イぬくもり山 王	平成26年 4月15日

秋田市告示第136号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成26年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成26年 4月1日から同月28日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成26年 5月28日から同年11月28日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第137号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年 5月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市牛島東四丁目 5 番30号
氏名 杉 原 治
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市八橋新川向12番 2号
- 3 売りさばき所の名称
セブンイレブン秋田八橋新川向店

秋田市告示第138号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産課税に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 5月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙平成26年度固定資産税納税通知書 公示送達を受けるべき者一覧表（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成26年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第139号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 5月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成25年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第140号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年 5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市将軍野東三丁目 5 番38-2号
氏名 齊 藤 和 史
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市広面字鍋沼27番地 6
- 3 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田広面鍋沼店

秋田市告示第141号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年 5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市広面字小沼古川端50番地
グランドール小沼102
氏名 渡 部 雅 浩
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市東通仲町 3 番25号
- 3 売りさばき所の名称
セブンイレブン秋田東通仲町店

秋田市告示第142号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 5月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
 - (1) 平成25年度第 8 期国民健康保険税督促状
 - (2) 平成25年度第 9 期国民健康保険税督促状

秋田市告示第143号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年 5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 受託者の住所および氏名
秋田市牛島東四丁目 5 番30号
セブンイレブン秋田八橋新川向店
店長 杉 原 治
- 受託者の住所および氏名
秋田市広面字小沼古川端50番地 グランドール小沼102
セブンイレブン秋田東通仲町店
店長 渡 部 雅 浩

秋田市告示第144号

秋田市住居表示に関する条例（昭和38年秋田市条例第17号）第2条の規定により、秋田市牛島西三丁目の一部について、街区の区域を変更するので、次のとおり告示する。

平成26年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 街区の区域 別図(1)（省略）を別図(2)（省略）に変更する。
- 2 変更期日 平成26年 5月27日

秋田市告示第145号

平成26年 6月 5日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成26年 5月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成26年 5月30日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
70397	旧	桜一丁目21号線	秋田市桜一丁目172番6地先 秋田市桜一丁目172番5地先		53.60	6.00
	新	桜一丁目21号線	秋田市桜一丁目172番6地先 秋田市桜一丁目172番5地先		53.60	6.00

2 区域変更および供用開始の期日 平成26年 5月30日

3 縦覧期間 平成26年 5月30日から同年 6月19日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第7号

平成26年 5月27日午後 3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成26年 5月22日

秋田市教育委員会
委員長 石 田 英 憲

付議案件

- 1 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件
- 2 職員の人事について承認を求める件

選 管 告 示

秋市選管告示第8号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、河辺土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成26年 5月12日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

- 1 選挙の期日 平成26年 5月19日
- 2 投票の時間 午前 9時から午後 3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
 - 第1選挙区 10人
 - 第2選挙区 10人
 - 第3選挙区 10人
 - 第4選挙区 10人

秋市選管告示第9号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第

3項および第5項の規定に基づき、平成26年 5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第8条第7項の規定によりその住所および氏名を告示する。

平成26年 5月12日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇
河辺土地改良区総代総選挙
選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

選挙区	区分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市河辺赤平字中村54番地	菅 原 正 人
	職務代理者	秋田市河辺高岡字河原田下段370番地3	佐々木 和 昭
	選挙立会人	秋田市河辺赤平字小蟹沢47番地	田 口 三 男
	選挙立会人	秋田市河辺高岡字河原田下段415番地	中 村 幸 光
第 2 選挙区	選挙長	秋田市河辺諸井字大部264番地	田 近 金 一
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井44番地	進 藤 栄 孝
	選挙立会人	秋田市河辺諸井字下川原198番地	高 橋 宏 直
	選挙立会人	秋田市河辺諸井字福神28番地2	進 藤 芳 明
第 3 選挙区	選挙長	秋田市河辺和田字和田107番地	高 橋 一 義
	職務代理者	秋田市河辺和田字岡村356番地2	鈴 木 清 隆
	選挙立会人	秋田市河辺和田字式田下袋45番地1	石 井 政 直
	選挙立会人	秋田市河辺和田字坂本北300番地	高 橋 正 昭
第 4 選挙区	選挙長	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野78番地	早 川 昭 良
	職務代理者	秋田市河辺松濶字川原田37番地1	大 山 長 一

選挙区	選 挙 立会人	秋田市河辺松測字松測 29番地 7	高 橋 俊 夫
	選 挙 立会人	秋田市河辺松測字川原 田48番地	長谷川 富士雄

秋市選管告示第10号

平成26年 5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成26年 5月20日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

第1 選挙区

秋田市河辺赤平字小曾根51番地 1	菅 原 正 巳
秋田市河辺赤平字中村30番地	菅 原 貞 勇
秋田市河辺赤平字小曾根51番地 6	菅 原 豊 志
秋田市河辺赤平字中村50番地	菅 原 久 雄
秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木 金 満
秋田市河辺高岡字山根84番地	佐々木 紘 三
秋田市河辺高岡字河原田下段413番地	佐々木 泰 治
秋田市河辺高岡字川原田14番地	佐々木 浩
秋田市河辺大沢字中田78番地 1	佐々木 市之丞
秋田市河辺大沢字中田69番地	佐々木 義 廣

第2 選挙区

秋田市河辺諸井字大部280番地 3	佐々木 信 孝
秋田市河辺諸井字下諸井84番地	高 橋 幸 夫
秋田市河辺諸井字大部21番地 2	高 橋 一 敏
秋田市河辺諸井字山根64番地	渡 部 太 一
秋田市河辺諸井字上諸井52番地	進 藤 一 哉
秋田市河辺諸井字上諸井31番地	高 橋 政千代
秋田市河辺諸井字野田16番地	後 藤 章
秋田市河辺諸井字上諸井13番地	進 藤 菊 男
秋田市河辺諸井字下川原200番地	田 近 善 壽
秋田市河辺諸井字山根137番地24	渡 部 與 市

第3 選挙区

秋田市河辺和田字坂本北293番地 2	細 谷 金 照
秋田市河辺和田字坂本南330番地 1	田 近 一 男
秋田市河辺和田字和田182番地 1	小 西 明 弘
秋田市河辺和田字式田下袋33番地 2	石 井 幸 生
秋田市河辺和田字石川河原157番地	三 浦 肇
秋田市河辺和田字和田136番地 1	今 野 政 春
秋田市河辺和田字和田120番地 1	五十嵐 仁
秋田市河辺和田字和田82番地	木 村 隆 雄
秋田市河辺和田字和田112番地	鈴 木 善 博
秋田市河辺和田字坂本北314番地	熊 谷 好 徳

第4 選挙区

秋田市河辺北野田高屋字前田47番地 2	佐々木 幸 一
秋田市河辺戸島字本町69番地	藤 田 時 男
秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地 1	齊 藤 學
秋田市河辺松測字捨り水 8 番地	佐々木 豊
秋田市河辺北野田高屋字茱萸野55番地	渡 辺 勉
秋田市河辺松測字川原田28番地 3	小 松 慶 勝
秋田市河辺北野田高屋字前田15番地 1	佐々木 幸
秋田市河辺松測字松測30番地 1	鈴 木 忠 次
秋田市河辺松測字松測30番地 1	鈴 木 忠 次

秋田市河辺松測字下袋13番地 3	鈴 木 義 樹
秋田市河辺松測字松測45番地 4	高 橋 忠 一郎

秋市選管告示第11号

平成26年 5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により、当選人の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成26年 5月20日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

第1 選挙区

秋田市河辺赤平字小曾根51番地 1	菅 原 正 巳
秋田市河辺赤平字中村30番地	菅 原 貞 勇
秋田市河辺赤平字小曾根51番地 6	菅 原 豊 志
秋田市河辺赤平字中村50番地	菅 原 久 雄
秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木 金 満
秋田市河辺高岡字山根84番地	佐々木 紘 三
秋田市河辺高岡字河原田下段413番地	佐々木 泰 治
秋田市河辺高岡字川原田14番地	佐々木 浩
秋田市河辺大沢字中田78番地 1	佐々木 市之丞
秋田市河辺大沢字中田69番地	佐々木 義 廣

第2 選挙区

秋田市河辺諸井字大部280番地 3	佐々木 信 孝
秋田市河辺諸井字下諸井84番地	高 橋 幸 夫
秋田市河辺諸井字大部21番地 2	高 橋 一 敏
秋田市河辺諸井字山根64番地	渡 部 太 一
秋田市河辺諸井字上諸井52番地	進 藤 一 哉
秋田市河辺諸井字上諸井31番地	高 橋 政千代
秋田市河辺諸井字野田16番地	後 藤 章
秋田市河辺諸井字上諸井13番地	進 藤 菊 男
秋田市河辺諸井字下川原200番地	田 近 善 壽
秋田市河辺諸井字山根137番地24	渡 部 與 市

第3 選挙区

秋田市河辺和田字坂本北293番地 2	細 谷 金 照
秋田市河辺和田字坂本南330番地 1	田 近 一 男
秋田市河辺和田字和田182番地 1	小 西 明 弘
秋田市河辺和田字式田下袋33番地 2	石 井 幸 生
秋田市河辺和田字石川河原157番地	三 浦 肇
秋田市河辺和田字和田136番地 1	今 野 政 春
秋田市河辺和田字和田120番地 1	五十嵐 仁
秋田市河辺和田字和田82番地	木 村 隆 雄
秋田市河辺和田字和田112番地	鈴 木 善 博
秋田市河辺和田字坂本北314番地	熊 谷 好 徳

第4 選挙区

秋田市河辺北野田高屋字前田47番地 2	佐々木 幸 一
秋田市河辺戸島字本町69番地	藤 田 時 男
秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地 1	齊 藤 學
秋田市河辺松測字捨り水 8 番地	佐々木 豊
秋田市河辺北野田高屋字茱萸野55番地	渡 辺 勉
秋田市河辺松測字川原田28番地 3	小 松 慶 勝
秋田市河辺北野田高屋字前田15番地 1	佐々木 幸
秋田市河辺松測字松測30番地 1	鈴 木 忠 次
秋田市河辺松測字下袋13番地 3	鈴 木 義 樹
秋田市河辺松測字松測45番地 4	高 橋 忠 一郎

秋市選管告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成26年6月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成26年 5月30日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

- 1 期間 平成26年 6月3日から同月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

河 選 挙 長 告 示

河選挙長告示第1号

平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成26年 5月12日

河辺土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 菅 原 正 人
- 第2選挙区選挙長 田 近 金 一
- 第3選挙区選挙長 高 橋 一 義
- 第4選挙区選挙長 早 川 昭 良

1 場所

秋田市河辺和田字上中野184番地2
河辺農林漁業振興会館

2 日時

平成26年 5月12日 午前8時30分から午後5時まで
平成26年 5月13日 午前8時30分から午後5時まで

河選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成26年5月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成26年 5月12日

河辺土地改良区総代総選挙

- 第1選挙区選挙長 菅 原 正 人
- 第2選挙区選挙長 田 近 金 一
- 第3選挙区選挙長 高 橋 一 義
- 第4選挙区選挙長 早 川 昭 良

第1選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成26年 5月12日	菅 原 正 巳	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地1	昭和25年 2月21日	農 業
2	平成26年 5月12日	菅 原 貞 勇	男	秋田市河辺赤平字中村30番地	昭和28年 1月15日	農 業
3	平成26年 5月12日	菅 原 豊 志	男	秋田市河辺赤平字小曾根51番地6	昭和42年12月12日	会社員
4	平成26年 5月12日	菅 原 久 雄	男	秋田市河辺赤平字中村50番地	昭和25年 2月28日	農 業
5	平成26年 5月12日	佐々木 金 満	男	秋田市河辺赤平字境田81番地	昭和26年 1月28日	農 業
6	平成26年 5月12日	佐々木 紘 三	男	秋田市河辺高岡字山根84番地	昭和19年 1月 1日	農 業
7	平成26年 5月12日	佐々木 泰 治	男	秋田市河辺高岡字河原田下段413番地	昭和14年11月 1日	農 業
8	平成26年 5月12日	佐々木 浩	男	秋田市河辺高岡字川原田14番地	昭和35年 5月11日	農 業
9	平成26年 5月12日	佐々木 市之丞	男	秋田市河辺大沢字中田78番地1	昭和11年 3月11日	農 業
10	平成26年 5月12日	佐々木 義 廣	男	秋田市河辺大沢字中田69番地	昭和22年10月14日	農 業

第2選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成26年 5月12日	佐々木 信 孝	男	秋田市河辺諸井字大部280番地3	昭和16年 5月26日	農 業

2	平成26年 5月12日	高橋 幸夫	男	秋田市河辺諸井字下諸井84番地	昭和29年5月6日	地方公務員
3	平成26年 5月12日	高橋 一敏	男	秋田市河辺諸井字大部21番地2	昭和30年9月9日	農業
4	平成26年 5月12日	渡部 太一	男	秋田市河辺諸井字山根64番地	昭和9年4月20日	農業
5	平成26年 5月12日	進藤 一哉	男	秋田市河辺諸井字上諸井52番地	昭和38年1月27日	会社員
6	平成26年 5月12日	高橋 政千代	男	秋田市河辺諸井字上諸井31番地	昭和14年1月5日	農業
7	平成26年 5月12日	後藤 章	男	秋田市河辺諸井字野田16番地	昭和24年3月16日	農業
8	平成26年 5月12日	進藤 菊男	男	秋田市河辺諸井字上諸井13番地	昭和22年1月7日	農業
9	平成26年 5月12日	田近 善壽	男	秋田市河辺諸井字下川原200番地	昭和17年9月27日	農業
10	平成26年 5月12日	渡部 與市	男	秋田市河辺諸井字山根137番地24	昭和17年3月7日	農業

第3選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成26年 5月12日	細谷 金照	男	秋田市河辺和田字坂本北293番地2	昭和18年10月21日	農業
2	平成26年 5月12日	田近 一男	男	秋田市河辺和田字坂本南330番地1	昭和17年9月9日	農業
3	平成26年 5月12日	小西 明弘	男	秋田市河辺和田字和田182番地1	昭和27年7月11日	農業
4	平成26年 5月12日	石井 幸生	男	秋田市河辺和田字式田下袋33番地2	昭和28年3月10日	農業
5	平成26年 5月12日	三浦 肇	男	秋田市河辺和田字石川河原157番地	昭和28年2月26日	農業
6	平成26年 5月12日	今野 政春	男	秋田市河辺和田字和田136番地1	昭和24年3月24日	自営業
7	平成26年 5月12日	五十嵐 仁	男	秋田市河辺和田字和田120番地1	昭和27年11月18日	農業
8	平成26年 5月12日	木村 隆雄	男	秋田市河辺和田字和田82番地	昭和31年11月23日	団体職員
9	平成26年 5月12日	鈴木 善博	男	秋田市河辺和田字和田112番地	昭和28年2月2日	農業
10	平成26年 5月12日	熊谷 好徳	男	秋田市河辺和田字坂本北314番地	昭和29年3月14日	農業

第4選挙区

受付 番号	届出 年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成26年 5月12日	佐々木 幸一	男	秋田市河辺北野田高屋字前田47番地2	昭和15年9月26日	農業
2	平成26年 5月12日	藤田 時男	男	秋田市河辺戸島字本町69番地	昭和8年12月1日	農業
3	平成26年 5月12日	齊藤 學	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野146番地1	昭和21年9月20日	農業
4	平成26年 5月12日	佐々木 豊	男	秋田市河辺松測字捨り水8番地	昭和26年1月28日	農業

5	平成26年 5月12日	渡 辺 勉	男	秋田市河辺北野田高屋字茱萸野55番地	昭和29年 9 月23日	会社員
6	平成26年 5月12日	小 松 慶 勝	男	秋田市河辺松測字川原田28番地 3	昭和18年 1 月27日	会社員
7	平成26年 5月12日	佐々木 幸	男	秋田市河辺北野田高屋字前田15番地 1	昭和12年12月18日	農 業
8	平成26年 5月12日	鈴 木 忠 次	男	秋田市河辺松測字松測30番地 1	昭和11年 7 月18日	農 業
9	平成26年 5月12日	鈴 木 義 樹	男	秋田市河辺松測字下袋13番地 3	昭和31年 6 月13日	農 業
10	平成26年 5月12日	高 橋 忠一郎	男	秋田市河辺松測字松測45番地 4	昭和 9 年10月12日	農 業

河選挙長告示第 3 号

平成26年 5 月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について、第 1 選挙区において届出のあった候補者が10人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成26年 5 月13日

河辺土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 菅 原 正 人

河選挙長告示第 4 号

平成26年 5 月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について、第 2 選挙区において届出のあった候補者が10人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成26年 5 月13日

河辺土地改良区総代総選挙

第 2 選挙区選挙長 田 近 金 一

河選挙長告示第 5 号

平成26年 5 月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について、第 3 選挙区において届出のあった候補者が10人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成26年 5 月13日

河辺土地改良区総代総選挙

第 3 選挙区選挙長 高 橋 一 義

河選挙長告示第 6 号

平成26年 5 月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙について、第 4 選挙区において届出のあった候補者が10人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成26年 5 月13日

河辺土地改良区総代総選挙

第 4 選挙区選挙長 早 川 昭 良

河選挙長告示第 7 号

平成26年 5 月19日執行の河辺土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成26年 5 月13日

河辺土地改良区総代総選挙

- 第 1 選挙区選挙長 菅 原 正 人
- 第 2 選挙区選挙長 田 近 金 一
- 第 3 選挙区選挙長 高 橋 一 義
- 第 4 選挙区選挙長 早 川 昭 良

- 1 場所 秋田市河辺和田字上中野184番地 2
河辺農林漁業振興会館
- 2 日時 平成26年 5 月20日 午後 2 時

農 委 告 示

秋田市農委告示第 6 号

平成26年 5 月19日午後 2 時秋田市河辺市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成26年 5 月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（10件）
- 2 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 4 農用地利用集積計画（平成26年度第 2 号）に関する件
- 5 競（公）売等適格証明申請に関する件
- 6 平成25年度農業委員会活動計画の点検・評価結果に関する件
- 7 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画に関する件

公 告

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路として次のとおり位置の指定をしたので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成26年 5 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市將軍野桂町33番34号
有限会社北久ホーム
代表取締役 吉 田 久
- 2 道路位置指定箇所
秋田市外旭川字神田911番 7、918番 5 および911番 7 地先水路（法定外公共物）

- 3 道路幅員 5.00メートル～8.14メートル
 4 道路延長 34.88メートル
 5 指定年月日および番号
 平成26年5月2日 第1号

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成26年5月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
 秋田都市計画地区計画 下新城中野地区計画
- 2 位置および区域
 秋田市下新城中野字街道端西地内
- 3 縦覧期間
 平成26年5月7日から同月21日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 縦覧時間
 午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 縦覧場所
 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

新たな文化施設に関する基本計画策定業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成26年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 業務概要
- (1) 業務名
 新たな文化施設に関する基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容
 別紙「新たな文化施設に関する基本計画策定業務委託仕様書」（省略）のとおり
- (3) 事業主体
 秋田県および秋田市
- (4) 業務期間
 契約締結日から平成27年3月31日までとする。
- (5) 業務規模
 本業務に関する費用は、11,266,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。
 なお、内訳は秋田県5,633,000円、秋田市5,633,000円とする。
- 2 参加資格
 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又

は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続中の者でないこと。

- (3) 参加表明書の提出日（以下「申請日」という。）において、秋田県又は秋田市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと（複数の企業体が共同して申請する場合にあっては、構成員全員が秋田県又は秋田市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと。）。
- (4) 申請日において、国税および地方税を滞納していないこと。
- (5) 平成16年4月1日以降において、同種業務の元請として1件以上の履行実績を有していること。なお、同種業務とは、国・地方自治体の文化会館、文化ホール、劇場、音楽ホール等の基本構想および基本計画の策定業務とする。
- (6) 前号の業務に係る実績を持つ技術者を本業務の技術者として配置できること。
- (7) 申請日において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める一級建築士事務所登録があること。また、本業務に一級建築士を1名以上配置できること。

3 手続等

(1) 担当課所室

ア 秋田県観光文化スポーツ部文化振興課（県庁第二庁舎8階）

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

T E L 018-860-1530、F A X 018-860-3880

<http://www.pref.akita.lg.jp/culture/>

E-mail bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp

イ 秋田市企画財政部企画調整課（市庁舎2階）

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

T E L 018-866-2032、F A X 018-866-2278

<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/mn/default.htm>

htm

E-mail ro-plmn@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間 平成26年5月12日(月)から同年6月2日(月)まで

イ 交付方法 実施要領は、3の(1)の担当課所室ホームページからの入手を原則とする。また、担当課所室においても希望者には直接交付する（直接交付は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日および日曜日を除く。）。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期間 企画提案書の提出者の選定通知があった日から平成26年6月2日(月)午後5時まで

イ 提出場所 3の(1)のイに同じ。

ウ 提出方法 持参（土曜日および日曜日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）又は郵送等によること。なお、郵送等の場合は、電話で到達を確認すること。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 平成26年6月23日(月) 午後5時

イ 提出場所 3の(3)のイに同じ。

ウ 提出方法 3の(3)のウに同じ。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

(1) 参加表明書の審査

上記2に基づき、資格審査を行う。なお、参加表明者が5社以上となった場合には、新たな文化施設に関する基本計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、別添評価基準に基づき、業務実績、配置技術者に係る評価を実施し、企画提案書の提出者を5社程度選

定する。

(2) 企画提案書の審査

審査委員会において書類に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングにより審査を行い、実施要領別添の評価基準に基づき、評価点が高い提案者1社と次点の提案者1社を選定する。

5 その他

- (1) 本業務は、秋田県との共同事業として実施することとしており、秋田県においても同様の公告を行っている。
- (2) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出された書類等は、審査および説明のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (7) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (8) 提出された書類等の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するが、採用した提案書等の著作権は、秋田県および秋田市に帰属するものとする。
- (9) 企画提案書および見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。また、選定・非選定にかかわらず返却しない。
- (10) 参加表明書に記載した業務を担当する管理技術者および一

級建築士は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの秋田県および秋田市の了解を得なければならない。

- (11) 本業務を受託した者は、今後予定している基本設計、実施設計業務の入札には参加できないものとする。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

医師の氏名	主たる場所	予防接種の種類
秋 山 博	秋田市東通一丁目5番17号 あきた内科・呼吸器内科クリニック	日本脳炎
肥田野 文 夫	秋田市土崎港中央四丁目8番10号 （医）仁政会 サンクリニック	ジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎

2 予防接種の種類の変更および予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名および予防接種を行っていた主たる場所別表のとおり

別表

医療機関名 所在地 医師名	変更および承諾を撤回した予防接種の種類												
	四種 混合	三種 混合	二種 混合	不活 化ポ リオ	麻し ん風 しん 混合	麻し ん単 抗原	風し ん単 抗原	日本 脳炎	BCG	ヒブ	小児 用肺 炎球 菌	ヒト パピ ロー マ	
石田内科医院 秋田市保戸野中町6番48号 石田明子					×	×	×						
一戸医院 秋田市新屋大川町9番7号 佐々木 浩一					×	×	×						
岩淵内科胃腸科クリニック 秋田市保戸野中町7番16号 岩 淵 朗							×						
及川医院 秋田市飯島新町三丁目1番20号 及 川 圭 介					×	×	×						
大町内科外科クリニック 秋田市大町一丁目2番23号 櫻 庭 清					×	×	×						
小川内科医院 秋田市中通三丁目3番55号 島 仁					×	×	×						
おきた町診療所 秋田市新屋沖田町5番2号 川 村 隆 彦							×						○

かおりレディースクリニック 秋田市八橋三和町5番2号 工藤香里							×	×											
川原医院 秋田市手形字山崎194番地1 川原聡樹							×			×									
笹原内科医院 秋田市大町三丁目4番41号 笹原秀明				×			×	×	×	×									
山王胃腸科 秋田市山王二丁目1番49号 最上栄蔵 最上希一郎 高橋智和 白根東久二								×	×	×									
設楽産婦人科内科クリニック 秋田市外旭川字前谷地43番地1 設楽芳宏							×			×									
銭谷内科胃腸科クリニック 秋田市川尻上野町1番64号 銭谷明							×	×	×										
はしづめクリニック 秋田市山王新町19番27号 橋爪隆弘										×	×								
濱島医院 秋田市保戸野すわ町15番20号 渡部由紀							×	×	×										
ひぐちウイメンズクリニック 秋田市南通築地6番34号 樋口誠一							×												×
藤盛レディースクリニック 秋田市東通仲町4番1号 アルヴェ4F 藤盛亮寿				×			×	×	×										
松浦医院 秋田市將軍野南一丁目14番73号 松浦麗子							×	×	×			×	×						
港町内科皮膚科 秋田市土崎港中央六丁目13番25号 鈴木信愛							×	×	×										
みゆきレディースクリニック 秋田市中通二丁目1番35号 谷頭幸							×			×									
やばせ内科クリニック 秋田市八橋本町五丁目8番31号 俵谷博信							×	×	×										
米山内科医院 秋田市大町五丁目4番49号 米山泰夫										×									

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成26年5月15日

1 公売財産の内容

別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

(1) 参加申込期間

平成26年5月28日(水)午後1時から同年6月12日(木)午後11時

- まで
- (2) 入札期間
平成26年 6 月19日(木)午後 1 時から同月22日(日)午後11時まで
- (3) 開札
平成26年 6 月23日(月) 午前10時
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp)
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成26年 6 月23日(月) 午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 7 買受代金納付期限
平成26年 6 月30日(月) 午後 2 時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い
見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。
- 14 その他
 - (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
 - (4) 円卓くり抜き火鉢、日本間に座敷机、民芸調なまはげ人形および天然木根のオブジェについては、直接引取りが可能であること。
 - (5) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施するジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症および小児の肺炎球菌感染症の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 5 月21日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

医師の氏名	主たる場所
木 村 滋	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地 1 秋田赤十字病院
田 村 真 通	
新 井 浩 和	
後 藤 良 治	
土 田 聡 子	
伊 藤 智 夫	
中 島 発 史	
石 川 小 枝	
村 田 雅 彦	

2 追加年月日
平成26年 4 月 1 日

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第 5 条第 3 項の規定に基づく通知があったので、同条第 4 項の規定に基づき公告する。

平成26年 5 月23日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）に係る土地収用事件（平成26年秋収委第 6 号）

2 書類の名称

平成26年 3 月14日付け秋収委—66「裁決書」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字家越73番の土地の所有者
今野 照幸 住所不明

（ただし、住民票の住所は滋賀県大津市苗鹿三丁目11番 3 号）

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

- (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）
- (2) 掲示を始めた年月日 平成26年 5 月23日
- (3) 掲載される公報 平成26年 5 月23日付けの秋田県公報

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第 5 条第 3 項の規定に基づく通知があったので、同条第 4 項の規定に基づき公告する。

平成26年 5 月23日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）に係る土地収用事件（平成26年秋収委第 4 号）

2 書類の名称

平成26年 3 月14日付け秋収委—67「裁決書」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡107番の土地の所有者
今野 照幸 住所不明

（ただし、住民票の住所は滋賀県大津市苗鹿三丁目11番 3 号）

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

- (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）
- (2) 掲示を始めた年月日 平成26年5月23日
- (3) 掲載される公報 平成26年5月23日付けの秋田県公報

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同条第4項の規定に基づき公告する。

平成26年5月23日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）に係る土地収用事件（平成26年秋収委第5号）

2 書類の名称

平成26年3月14日付け秋収委—68「裁決書」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡133番の土地の所有者
今野 照幸 住所不明
（ただし、住民票の住所は滋賀県大津市苗鹿三丁目11番3号）

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

- (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）
- (2) 掲示を始めた年月日 平成26年5月23日
- (3) 掲載される公報 平成26年5月23日付けの秋田県公報

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成26年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年5月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書

2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成26年5月26日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
ア 名称 株式会社サンデー
代表取締役 川 村 暢 朗

住 所 青森県八戸市根城六丁目22番10号
イ 名称 株式会社伊徳
代表取締役社長 塚 本 徹
住 所 秋田県大館市清水四丁目4番15号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名称 サンデー自衛隊通店・いとく自衛隊通店
イ 所在地 秋田市土崎港北二丁目17番14 他5筆

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 名称 株式会社サンデー
代表取締役 川 村 暢 朗
住 所 青森県八戸市根城六丁目22番10号

イ 名称 未定

住 所 未定

ウ 名称 株式会社伊徳
代表取締役社長 塚 本 徹
住 所 秋田県大館市清水四丁目4番15号

エ 名称 未定

住 所 未定

オ 名称 未定

住 所 未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年1月22日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計 6,458.78㎡

(6) 駐車場の収容台数 340台 身障者専用含む。

(7) 駐輪場の収容台数 185台 自動二輪車専用他に5台

(8) 荷さばき施設の面積 258.68㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量 107.55㎡

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前7時

イ 閉店時刻 午後11時

※ 施設全体の開店時刻及び閉店時刻

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時30分から午後11時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数 7箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成26年5月21日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成26年5月26日から同年9月26日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成26年5月15日付け秋田市指令第2964号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成26年5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田県大仙市協和船岡字合貝44番地5
株式会社メモリー
代表取締役 加藤 正則
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市八橋大道東1番28、37番1の内、60番1の内、60番2、
60番5の内、60番6の内、61番2の内、138番の内および141番
4

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

医師の氏名	主たる場所	予防接種の種類
高 橋 徹	秋田市御所野地蔵田 二丁目1-3-2 とおる内科医院	ジフテリア、百日 せき、破傷風、麻 しん、風しん

- 2 追加年月日
平成26年4月1日

選 管 公 告

秋市選管公告

平成25年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

平成26年5月8日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

平成25年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

- 1

閲覧の年月日	平成25年5月14日
申出者の氏名	朝日新聞社秋田総局長 前多健吾
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王2-1-46
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第2、第87投票区の選挙人名簿登録者

- 2

閲覧の年月日	平成25年5月22日
申出者の氏名	読売新聞東京本社代表取締役 社長 白石興二郎

申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座6-17-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第55投票区の選挙人名簿登録者

- 3

閲覧の年月日	平成25年8月22日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 西澤豊
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座6-16-12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市新屋の選挙人名簿登録者

- 4

閲覧の年月日	平成25年9月12日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社社長 福山正喜
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋1-7-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第6、第12、第33、第40、第57、第74投票区の選挙人名簿登録者

- 5

閲覧の年月日	平成25年9月24日
申出者の氏名	毎日新聞社代表取締役社長 朝比奈豊
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区一ツ橋1-1-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第42投票区の選挙人名簿登録者

- 6

閲覧の年月日	平成25年9月30日
申出者の氏名	朝日新聞社秋田総局長 前多健吾
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王2-1-46
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出

閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第16投票区の選挙人名簿登録者
-------------	--------------------

7

閲覧の年月日	平成25年10月24日
申出者の氏名	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所所長 小川真人
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	宮城県仙台市青葉区二日町11-11
利用目的の概要	政治・選挙に関する学術研究の調査対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市茨島七丁目、新屋松美町、仁井田二ツ屋一丁目、仁井田二ツ屋二丁目の選挙人名簿登録者

8

閲覧の年月日	平成25年11月14日
申出者の氏名	読売新聞東京本社代表取締役社長 白石興二郎
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座6-17-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第2投票区の選挙人名簿登録者

9

閲覧の年月日	平成26年2月27日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 西澤豊
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座6-16-12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市泉中央の選挙人名簿登録者

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第3条の規定に基づき、事業計画を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年5月21日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太幸

排水区域

金足小泉字瀧向、字上前、金足下刈字芹田、字北野、字財ノ浜、

字林中、字館越、字前田、字深田、金足嶋崎字石神、字細首、字三十刈、字家ノ前、字後山、字嶋崎、金足大清水字家ノ下、字大清水台、金足岩瀬字子鹿瀬、字木ノ前、字佐戸沢、字前山、字岩瀬、字後田、字長田、字大表、字山王田、字才ノ浜、金足堀内字神田、字堀内、字小栗、金足浦山字岩崎、字松葉崎、字金ヶ崎、字浦山、字蟹沢、金足高岡字八幡田、字稲荷林、字古館、字猪沢、金足片田字駒込、字竹原、字コフラケ、字待入、字菊又、字松ノ木、字山崎、字野尻、字深田、字横関、字鳩坂、金足吉田字深田、字羽中、字松ノ下、字イカリ、金足黒川字沖川端、字黒川、字深田、字上ノ山、字後田、字内畑、添川字添川、浜田字大森山、字瀧端、河辺北野田高屋字小高、河辺諸井字後野中島、河辺和田字式田、字宮崎、字高屋敷、河辺神内字坂ノ下、字鶴巻、字一本柳、字太田面、字神内および河辺大張野字水口沢（別添図面（省略）に表示された下水道事業計画画区域内にある排水可能となる土地）

土地開発公社公告

秋市土開公告第2号

平成26年5月27日午後1時30分から秋田市役所会議兼応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成26年5月9日

秋田市土地開発公社

理事長 高橋 洋 樹

付議案件

平成25年度秋田市土地開発公社決算承認の件